

# 岡田事務所通信

平成 27 年 9 月号 (第 121 号)

社会保険労務士法人岡田事務所

〒080-2471 帯広市西 21 条南 2 丁目 21 番 13 号

TEL : 0155-33-5535 FAX : 0155-33-5604

E-mail : support@office-okada.jp

URL : <http://www.office-okada.jp/>

## 北海道の最低賃金が 764 円になります

現行時給で 748 円となっていました北海道の最低賃金額が平成 27 年 10 月 8 日(予定)より 16 円引き上げられ、764 円に改定されます。昨年に引き続き大幅な増加改定となっております。最低賃金は時給額で決められていますが、給与を時給で支給する際のみならず日給、月給制等による支給の際にも時給換算し、全て適用となります。ご不明な点等ありましたら、弊社までお問い合わせ下さい。

## 年金情報漏れ対象者に新番号記載の年金手帳を郵送開始

日本年金機構は、個人情報流出した年金受給者や加入者に対し、新たな年金手帳や年金証書を発送することを発表しました。対象となるのは、個人情報流出したおよそ 101 万人のうち、住所が確認できているおよそ 96 万人です。住所が確認できていない加入者に対しては、確認作業を続け、9 月中を目処に全員に簡易書留で発送する予定です。また、今回の基礎年金番号の変更によって、対象者に負担をかけないよう、年金の受取り口座の変更や古い手帳や証書の回収などの手続きは行わず、必要な手続きは全て日本年金機構が行います。

## マイナンバーと年金制度の連結延期へ

政府は、マイナンバー制度と基礎年金番号との連結の開始時期を、当初予定の 2016 年 1 月から延期する調整に入りました。日本年金機構の情報流出問題を受け、再発防止策が図られるまで先送りします。延期期間は半年から 1 年の予定です。平成 29 年 1 月からはマイナンバーを労災保険など他の制度と連携させる予定でしたが、この時期も延期する方向で進んでいます。

## 介護休業の分割取得 介護者の残業免除義務化等を提言

仕事と家庭の両立のための支援策を検討している厚生労働省の有識者研究会は、現在家族 1 人につき 1 回しか取得できない介護休業を、複数回に分けて取得できるようにすべきとする報告書案をまとめました。報告書案には、介護者の残業免除を事業者にも義務付けることも盛り込まれました。介護休業は、介護が必要な家族 1 人につき 93 日まで取得でき、休業前の賃金の 40% の給付を受けられる制度ですが、原則 1 回限りのため、2012 年の取得率は 3.2%にとどまっています。

## 違法な長時間労働で大阪の外食チェーンと店長ら書類送検

大阪労働局と京都労働局は、外食チェーンなどを全国展開する「フジオフードシステム」(大阪市)が大阪府と京都府の計 17 の直営店で従業員に違法な長時間労働をさせていたとして、会社と各店の店長ら計 16 人を労働基準法違反の疑いで大阪、京都両地検に書類送検しました。送検容疑は昨年 1 月から 8 月にかけて、大阪、京都両府内の店舗の従業員 19 人に労使協定で定めた限度時間(月 45 時間)を超える月 54~133 時間の残業をさせ、うち社員 2 人については労働時間の記録を改ざんし、割増賃金を支払わなかったと見られており、また、法定の休憩時間を与えなかった疑いも持たれています。大阪労働局は過去にも同社に対し、店舗での長時間労働の是正などを指導しましたが、改善が見られないため書類送検に今回踏み切ったということです。



- 女郎子岩 (積丹岬) -

## ◆ ご存知ですか？ ◆

### 【離職票の発行】

離職票は従業員が退職した際に会社が交付する書類ですが、離職票の発行をする・しないについては、原則的に本人から特段の申し出がない場合には交付することとなっています。本人から離職票が不要との申し出があった場合は発行せずに雇用保険の喪失手続のみ行いますが、事後に本人からやはり作成してほしいとの申し出があった場合には会社が交付する事になります。離職票は従業員の退職後の失業手当の給付手続きに関係する重要な書類です。離職票の作成、発行等についてご不明な点等ありましたら、弊社までお気軽にご相談ください。

## 事務所より

十勝はお盆が過ぎ、急に秋らしい風を感じるようになりました。今年は夏の訪れが遅かった分残暑も長いのかと思いましたが、そうでもないようです。短い夏を楽しんだ後は過ごしやすい秋の到来です。秋の夜長を楽しみたいものですね。

日本商工会議所が発表した「人手不足への対応に関する調査」結果によりますと、50.2%の企業が「人手が不足している」と回答し、業種別では、「介護・看護」「運輸業」「建設業」で「不足している」とした企業が6割を超えたとのことです。ここ最近では中小企業においても人手不足が話題に上りますが、今後日本の労働力人口は急激に減少することが予想されており、人手不足の中での労務管理が必要となってきます。そんな中、経営者側としては安定的な人材の採用、教育、そして定着率を高めることが非常に重要な事項となってきます。多様な採用方法を模索することも一つの方法ですが、定着率を高めるための方策も今後さらに必要不可欠になってきます。待遇や職場環境、そして会社への貢献に対する評価基準等について一度見直しをしてみるのも重要かと思えます。

## 業務内容

### 社会保険労務士業務

- ・労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・各種助成金・給付金等の申請
- ・人事・労務管理に関する相談・指導
- ・給与計算
- ・年金の相談・請求
- ・その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

### 行政書士業務

- ・建設業許可申請手続
- ・建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・指名競争入札資格審査申請手続
- ・産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・法人設立関係書類作成手続
- ・その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

算定基礎届の提出により報酬月額に変更のある方は9月分の社会保険料額から変更となり、**10月支給分の給与から控除する**社会保険料額が変更になります。又、厚生年金保険料率も同時に変更となります。弊社より控除額一覧表をお渡し致しますので新しい控除金額、控除時期等をご参照の上、お間違いのないように控除していただきますようお願い致します。

